

## 株券等の公開買付けに関する Q & A

### <目次>

- (問 1) 法第 24 条第 1 項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。……………1
- (問 2) 公開買付期間中に対象者が四半期報告書を提出した場合、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか。また、公開買付者が四半期報告書を提出した場合はどうですか(法第 27 条の 8 第 2 項関係)。……………1
- (問 3) 買付者の曾孫会社は、いわゆる形式的基準による特別関係者に該当しますか。また、玄孫会社についてはどうですか(法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号関係)。……………2
- (問 4) 株主総会の基準日後、株主総会の前に、株式を売買するとともに、売主が、売却する株式についての当該株主総会における議決権行使を買付者に委任する場合、売主は、いわゆる実質的基準による特別関係者に該当しますか(法第 27 条の 2 第 7 項第 2 号関係)。……………3
- (問 5) いわゆる「急速な買付け等」の規制においては、どのような態様での株券等の取得が規制の要件を構成する取得に該当しますか(法第 27 条の 2 第 1 項第 4 号関係)。……………4
- (問 6) いわゆるスクイーズ・アウトの方法として、公開買付けの後、対象者が発行済株式を全部取得条項付種類株式に変更した上で取得を行い、取得の対価として交付する株式の 1 株に満たない端数を処理するために、会社法第 234 条の規定に基づき、端数の合計数に相当する数の株式を売却する場合、当該売却される株式を取得する買主は、公開買付けを行う必要がありますか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。……………5

(凡例)

法：金融商品取引法

令：金融商品取引法施行令

他社株府令：発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令

このQ & Aにおける回答は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件（投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられる新たな取引手法等を含みます。）が存在する場合や関係法令が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。

なお、このQ & Aにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。

（問1）法第24条第1項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか（法第27条の2第1項関係）。

（答）

法第24条第1項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等については、公開買付けによる必要はないと考えられます。

（注）法第2条第33項に規定する特定上場有価証券又は令第2条の12の2第3項第2号に規定する特定店頭売買有価証券である株券等の発行者ではないことを前提とします。

ただし、一旦法第24条第1項ただし書の要件に該当し、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合であっても、再度、有価証券報告書の提出義務が生じている場合には、当該発行者の株券等の買付け等であって法第27条の2第1項各号に該当するものは、公開買付けによらなければならないため、当該買付け等の時点における提出義務の有無を慎重に確認する必要があります。

（問2）公開買付け期間中に対象者が四半期報告書を提出した場合、公開買付け者は、公開買付け届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか。また、公開買付け者が四半期報告書を提出した場合はどうですか（法第27条の8第2項関係）。

(答)

公開買付期間中に対象者が四半期報告書又は半期報告書（以下「四半期報告書等」といいます。）を提出した場合であっても、必ず公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないわけではなく、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に訂正届出書を提出すれば足りるものと考えられます（他社株府令第21条第3項第2号）。

この点、例えば、対象者が提出した四半期報告書等に新たな役員の異動の記載があるような場合には、通常、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に該当すると考えられますが、役員の異動がない場合や親会社又は主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいいます。）に該当しない株主の異動については、通常、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合には該当しないものと考えられます。

また、公開買付者が四半期報告書等を提出した場合についても、必ず公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないわけではなく、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に訂正届出書を提出すれば足りるものと考えられます。もっとも、四半期報告書等に、公開買付届出書に記載すべき事項に関する重要な事実が記載されているような場合には、通常は、四半期報告書等の提出以前に、当該事実が発生し、公開買付者がこれを認識した時点で、公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないと考えられます。

なお、いずれの場合についても、当初の公開買付届出書において、公開買付期間中に新たに四半期報告書等が提出される見込み又は予定である旨を記載しておくことが望ましいと考えられます。

(問3) 買付者の曾孫会社は、いわゆる形式的基準による特別関係者に該当しますか。また、玄孫会社についてはどうですか（法第27条の2第7項第1号関係）。

(答)

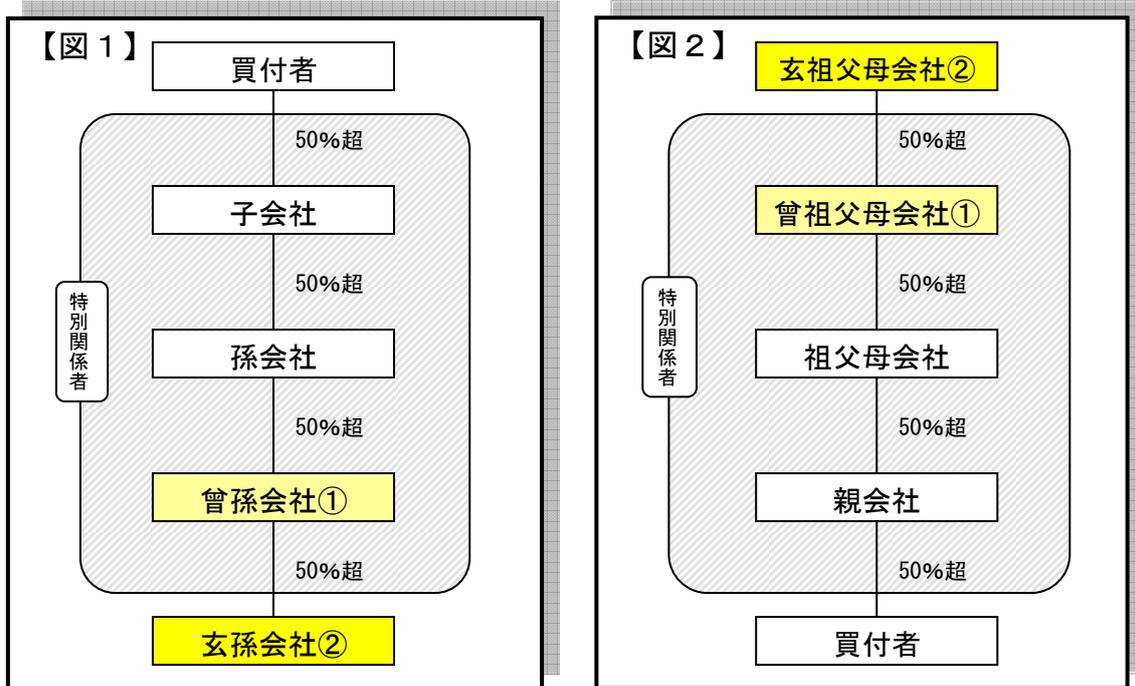
買付者の曾孫会社（【図1】の①のような資本関係にある会社を意味します。）は、いわゆる形式的基準による特別関係者（法第27条の2第7項第1号の特別関係者）に該当します。

これに対し、買付者の玄孫会社（【図1】の②のような資本関係にある会社を意味します。）は、形式的基準による特別関係者には該当しないと考えられます。

（注）例えば、【図1】の子会社・孫会社・曾孫会社のいずれかが実態のないペーパーカンパニーであるような場合には、この限りではないと考えられます。

ただし、買付者と玄孫会社が共同して株主としての議決権を行使することを合意している等の場合、玄孫会社は、いわゆる実質的基準による特別関係者（法第27条の2第7項第2号の特別関係者）に該当することに留意する必要があります。

なお、以上は、買付者の曾祖父母会社及び玄祖父母会社（それぞれ【図2】の①及び②のような資本関係にある会社を意味します。）についても同様に解することができると考えられます。



（問4）株主総会の基準日後、株主総会の前に、株式を売買するとともに、売主が、売却する株式についての当該株主総会における議決権行使を買付者に委任する場合、売主は、いわゆる実質的基準による特別関係者に該当しますか（法第27条の2第7項第2号関係）。

(答)

売主が既に手放した株式について、基準日の関係で売主の下に残っている議決権を株主総会時点の所有者に行使させるという趣旨であれば、通常、当該委任の事実のみをもって、いわゆる実質的基準による特別関係者（法第 27 条の 2 第 7 項第 2 号の特別関係者）に該当するものではないと考えられます。

(問 5) いわゆる「急速な買付け等」の規制においては、どのような態様での株券等の取得が規制の要件を構成する取得に該当しますか（法第 27 条の 2 第 1 項第 4 号関係）。

(答)

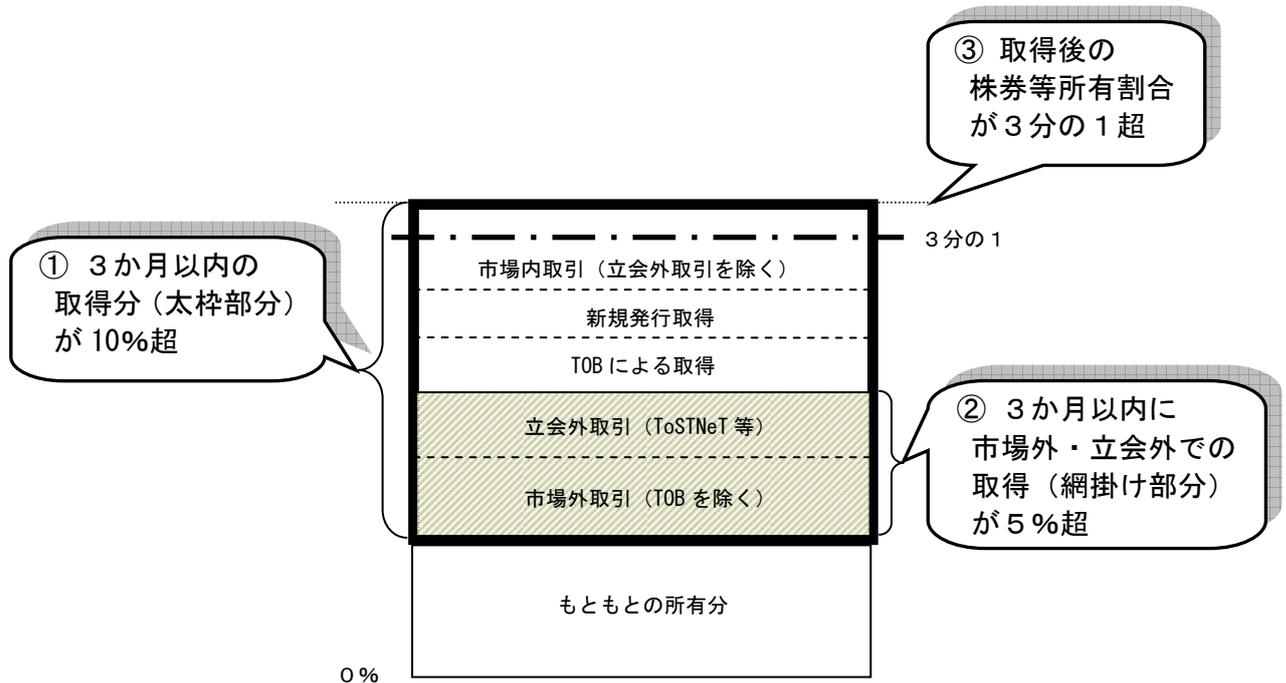
いわゆる「急速な買付け等」の規制（法第 27 条の 2 第 1 項第 4 号）は、以下の①～③のすべてを満たす場合に、その中に含まれる「株券等の買付け等」（同項第 1 号から第 3 号に該当するものを除きます。）は公開買付けによらなければならないとする規制です。

- ① 3 か月以内に、株券等の総数の 10% 超の株券等の取得を行い、
- ② ①の取得のうち、株券等の総数の 5% 超の株券等の取得が、市場外（公開買付けを除く。）又は立会外取引によるものである場合であって、
- ③ 取得の後における株券等所有割合が 3 分の 1 超となる。

（注）「株券等所有割合」は特別関係者と合算する必要があること（法第 27 条の 2 第 1 項第 1 号）、いわゆる実質的基準による特別関係者が行う株券等の取得を買付者が行う株券等の取得とみなす規制があること（同項第 6 号、令第 7 条第 7 項）等に留意する必要があります。

このうち、①の 10% 超の取得には、株券等の買付け等又は新規発行取得による取得がカウントされます。これに対し、②の 5% 超の取得には、市場外（公開買付けを除く。）又は立会外取引による取得だけがカウントされます。

規制の要件を簡単に図示すると、以下のようになります。



（問6）いわゆるスクイーズ・アウトの方法として、公開買付けの後、対象者が発行済株式を全部取得条項付種類株式に変更した上で取得を行い、取得の対価として交付する株式の1株に満たない端数を処理するために、会社法第234条の規定に基づき、端数の合計数に相当する数の株式を売却する場合、当該売却される株式を取得する買主は、公開買付けを行う必要がありますか（法第27条の2第1項関係）。

（答）

通常、公開買付けを行う必要はないと考えられます。